

平和の礎いしづえ 建立趣意書

先の大戦末期、昭和二十年（一九四五年）六月、沖繩の地上戦では県民約九万四千人が犠牲になられました。八月には、広島、長崎に原子爆弾が投下され、日本はポツダム宣言を受諾、無条件降伏により戦争が終りました。

敗戦濃厚な戦局での深刻な物資不足は、戦闘による戦死者を上回る戦病死者を生み出し、陸では生きる屍と云われた凄惨な餓死者（飢え死に）、海上では無防備な輸送船団への攻撃による海没死者（溺れ死に）を出しました。

このように、日本の軍人軍属など二百三十万人が餓死を含む戦死者、国外で民間人三十万人、国内の空襲等で五十万人以上、合計三百十万人以上の戦争犠牲者、さらに戦場となったアジア・太平洋各国では二千万人以上の死者を含む惨害をもたらしました。

日本国憲法前文には、「再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」「日本国民は、恒久の平和を念願し」「平和のうちに生存する権利を有する」とあります。

米原市では、「市民とともにつくる非核・平和米原市民会議」での議論を踏まえ、遺族会を中心に護持されてきた忠魂碑「尊い慰霊の場」が地域の事情で無縁仏のように消えてしまっただけならぬと考え、戦没者・戦争犠牲者の悲惨な事実を後世に引き継ぐ「恒久平和を祈念する場」を設けることになりました。

戦没軍人軍属はもとより、戦争で命を亡くされた方々、戦争による犠牲者として戦後を生き抜かれた方々、この人たちは名も無き人々ではありません。この人々には、今の私たちにつながる人生と名前がありました。

この方々のお名前を刻み留める「平和の礎」の建立事業は、戦争の愚かさや悲しみ、平和の尊さを誰よりも厳しく体現された戦争犠牲者および御遺族の方々の御遺志を引き継ぎ、本市が広く市民の皆様とともに追悼と平和を祈念する市民平和運動として行います。

つきましては、米原市遺族会の戦没者名簿により軍人軍属の刻銘をされるとともに、市民の戦争犠牲者への追悼と恒久平和を祈念するため、戦争犠牲者の刻銘希望者を募り、「平和の礎」を建立します。